

御注意

21

「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。
①協同組合等については、次の39から41までの各欄に記載します。
②総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超
③期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上
④店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

署受付印 税務署長殿	平成 年 月 日	所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告 一連番号
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の出資金の額	円	税務署	整理番号	事業年度(至)
法人名	(フリガナ)	経理責任者自署押印	旧納税地及び旧法人名等	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	申告年月日	売上金額	申告年月日
代表者自署押印	(印)	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	申告区分	法人税	期限満	修正
代表者住所		添付書類			申告書	期限満	修正

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降送付要否	適用額明細書提出の有無	税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有
----------	-------------	----------------	------------------

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額(別表四「47」の①)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	12	所得税の額(別表六(一)「6」の③)	十億 百万 千 円
法人税額(45)又は(48)	2		外国税額(別表六(二)「16」)	13		
法人税額の特別控除額(別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「22」+別表六(十五)「25」+別表六(十六)「25」+別表六(十七)「24」+別表六(十八)「36」+別表六(十九)「16」+別表六(二十)「22」+別表六(二十一)「13」+別表六(二十二)「21」+別表六(二十三)「24」+別表六(二十四)「12」)	3		計(12)+(13)	14		
差引法人税額(2)-(3)	4		控除した金額(10)	15		
リース特別控除取戻税額(別表六(二十六)「31」)	5		控除しきれなかった金額(14)-(15)	16		
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	17		0
同上に対する税額(17)+(18)+(19)	7		同(別表三(二の二)「28」)	18		0
法人税額計(4)+(5)+(7)	8		同(別表三(三)「23」)	19		0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告前の所得金額又は欠損金額(51)	20		
控除税額(((8)-(9))と(14)のうち少ない金額)	10		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(55)	21	外	
差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)	11	0 0	計(20)+(21)	22	外	
			この申告前の所得金額又は欠損金額(51)	23		
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(55)	24	外	0 0
			欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の①+別表七(二)「9」若しくは別表七(三)「10」)	25		
			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5」の合計)	26		

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額(8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外	
所得地方法人税額(50)	28		この申告前の課税標準法人税額(58)	33		0 0 0
外国税額の控除額(別表六(二)「48」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額(61)	34		0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	30					
差引確定地方法人税額(28)-(29)-(30)	31	0 0				
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額			還する金			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日	銀行 本店・支店 出張所 預金		
				金庫・組合 本所・支所		
				農協・漁協		
				口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
				※税務署処理欄		